

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度真鶴町一般会計補正予算（第3号）

（別紙）

令和6年10月10日

真鶴町長 小 林 伸 行

（理由）

衆議院議員選挙が、10月15日公示、10月27日投票により執り行われることとなり、これに要する経費を予算措置するのに急施を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分するものです。

令和6年度真鶴町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度真鶴町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,011,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。